

自分で請求できないときは？①

特別な事情で**被保険者本人**が請求できないときは、**保険会社独自の制度**である**指定代理請求制度**(代理人が請求できる制度)を利用できる場合があります。

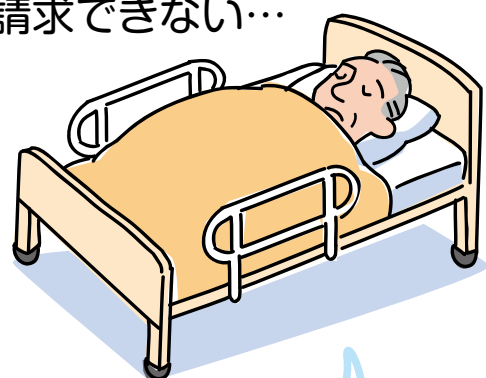


給付金などを受け取る時は、**自分で請求**するんだよね。でも、**寝たきり**になったらどうしたらいいんだろう???

例えば

寝たきりで

「医療保険」「介護保険」が請求できない…

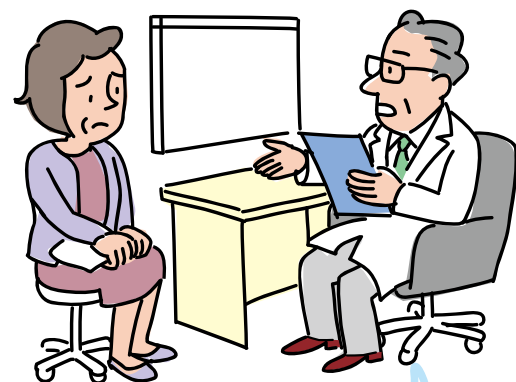


事故や病気で寝たきりになり、自分の意思を伝えることができなくなったら？

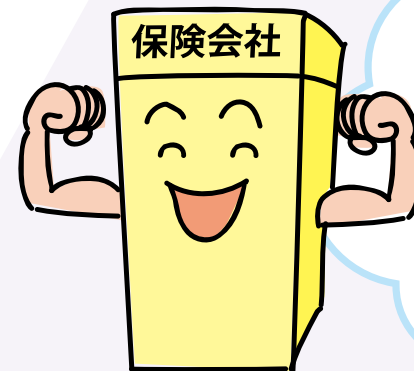
例えば

がんの告知がされず

「がん保険」が請求できない…



家族だけにがんの告知をされた場合、本人に代わって給付金などの請求はできる？



自分で請求できない場合でも、「**指定代理請求制度**」を利用することが出来ます

「指定代理請求制度」とは？

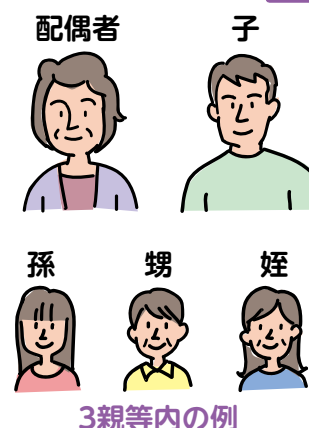
指定された代理人が被保険者本人に代わって請求をする保険会社独自の制度です。契約のときや契約した後に契約者が代理人を指定します。



※契約者と被保険者が別人の契約では通常、被保険者の同意が必要です。
※利用できる範囲は保険会社によって異なります。
保険会社によっては利用できない場合もあります。

だれが代理人になれますか？

生命保険会社によって異なりますが、被保険者の配偶者や、直系血族、同居している親族(3親等内)などが代理人になることができます。



！
確認

指定代理請求制度を利用するには「**特約**」を付ける必要があります

指定代理請求制度の利用は、契約に「特約」を付けることが一般的です。(通常、保険料は不要です。)



※指定代理請求制度が利用できない商品もございますので、詳しくはご加入の生命保険会社にお問い合わせください(38～39ページ)。

自分で請求できないときは？②

(2014年3月現在)

指定代理請求制度を利用できない場合でも、**国の制度**である**成年後見制度**を利用できる場合があります。

「成年後見制度」とは？

認知症などの理由で判断能力が不十分な場合に、家庭裁判所等によって選任された成年後見人が、本人に代わって財産管理などを行う国の制度です。

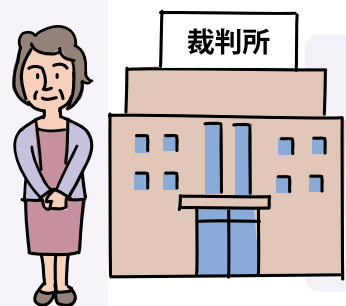
生命保険の各種請求においても、本来請求する権利がある人（契約者・被保険者・受取人）に代わって成年後見人が行うことができます。

※ただし、選任までには相応の時間・費用がかかる場合があります。

成年後見制度には2種類あります

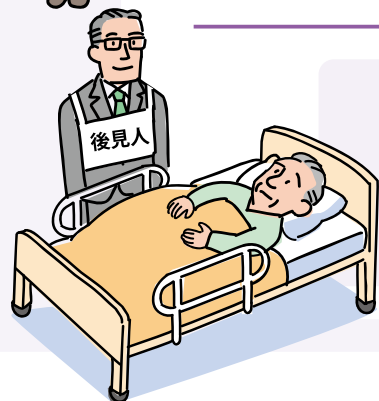
認知症になってしまったら ▶ 1. 法定後見制度

「法定後見制度」を利用するには？



ご家族の方などが、本人が住んでいる地域を管轄する家庭裁判所に後見開始の審判などを申し立てます。

※「申立書」「申立人の戸籍謄本」「本人の戸籍謄本」「診断書」「成年後見人候補者の身分証明書」などが必要。



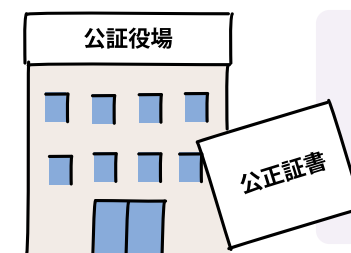
約4カ月で**成年後見人**が選任され、本人の生活・医療・介護・福祉など身の回りの事を保護・支援します。

認知症になる前に ▶ 2. 任意後見制度

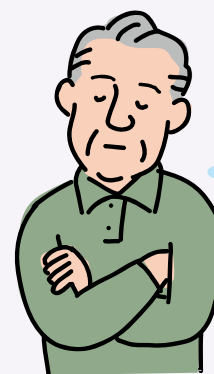
「任意後見制度」を利用するには？



将来に備えて、あらかじめ信頼できる方に、**任意後見人**になってもらうよう依頼します。



公証役場で公正証書を記載し、任意後見契約を結びます。



成年後見人は、どんな人が選ばれる？

契約者本人の親族以外にも、法律・福祉の専門家その他の第三者や、福祉関係の公益法人、その他の法人が選ばれる場合があります。

身寄りがいない場合 どうなるの？

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者の方の保護を図るため、市区町村長に法定後見の開始の審判の申立権が与えられています。市区町村に相談しましょう。



よくある質問

みなさまから寄せられる、よくある質問です。
詳しくは、担当の営業職員や生命保険代理店、
生命保険会社にお問い合わせください。

➡ 詳しくは38～39ページ参照

問い 住所が変わったら？

答え

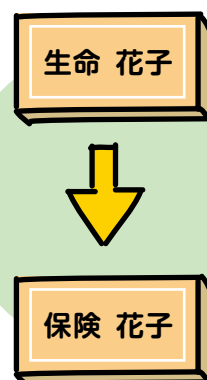
住所が変わったときには、
忘れずに申し出ましょう。
申し出をしないと、生命保険会社からの
重要な通知が届かないことになります。



問い 改姓したら？

答え

改姓したときには、忘れずに申し出ましょう。
申し出をしないと、各種手続きのときに
スムーズに進まない場合があります。



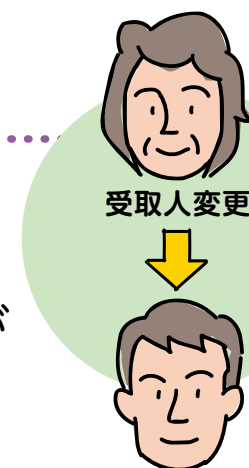
「生命保険契約の保障内容を忘れてしまった」
「生命保険契約の解約をしたい」
「生命保険契約の内容を変えたい」などの場合も生命保険
会社にお問い合わせください。

➡ 詳しくは38～39ページ参照

問い 受取人を変えたい

答え

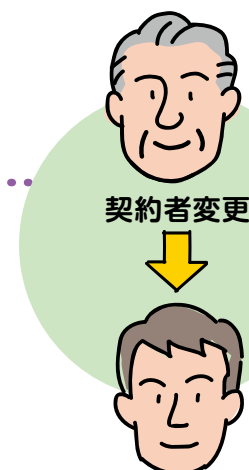
死別したときなど、必要に応じて
受取人を変更できます。
ただし、給付金などの受け取り事由が
発生した後は変更できません。
※被保険者の同意が必要です



問い 契約者を変えたい

答え

子どもが独立したときなど、
必要に応じて契約者を変更できます。
※被保険者および生命保険会社の
同意が必要です



上記のような事例が発生した場合は、生命保険会社にお問い合わせください。
※お問い合わせ先は、ご加入の生命保険会社から定期的に届く「ご契約内容通知」等の書類に記載されています。



振り込め詐欺にご注意！



- * 「絶対にもうかります！」 「困っているので助けてほしい！」 は要注意です。
- * 「〇〇社の株は、今買えば必ずもうかります」「他人にお金を借りて使い込んだのでお金を振り込んでほしい」という電話も詐欺の手口です。
- * 子どもや孫、夫などになりすまして電話をかけ、現金をだまし取る手口の詐欺が増えています。

親子間、夫婦間で合言葉を決めるなど、具体的な防犯対策をしましょう！



生命保険と税金はどう関係するの？

(2014年3月現在)

● 税負担の軽減（生命保険料控除）

生命保険に加入された場合、払込保険料の一定額が所得税と住民税の対象となる所得から控除され、税負担が軽減されます。

控除には「一般生命保険料控除」「介護医療保険料控除」「個人年金保険料控除」の3種類があり、契約時期によって受けられる控除や計算方法が異なります。

● 生命保険料控除の手続き

* 生命保険料控除を受けるには、申告が必要です。

* 生命保険会社が発行する「生命保険料控除証明書」を申告書に添付してください。

● 保険金・給付金と税金の関係

受け取った保険金・給付金の種類や、契約者、被保険者、保険金受取人の関係によって、税金の種類が変わりますのでご注意ください。

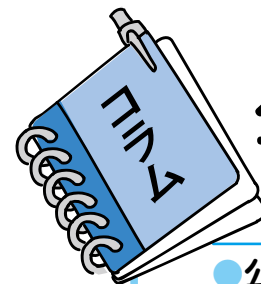
保険金・給付金の種類	名義形態	税金の種類
死亡保険金	契約者と被保険者が同一人	相続税
	契約者と受取人が同一人	所得税（一時所得）・住民税
	契約者・被保険者・受取人がそれぞれ別人	贈与税
満期保険金	契約者と受取人が同一人	所得税（一時所得）・住民税
	契約者と受取人が別人	贈与税
年金	契約者と年金受取人が同一人	毎年受取時：雑所得
	契約者と年金受取人が異なる場合	年金移行時：贈与税 毎年受取時：雑所得
解約返戻金・生存給付金・祝金		所得税

非課税となる保険金・給付金

次の保険金・給付金などは、被保険者が受け取る場合、全額非課税になります。

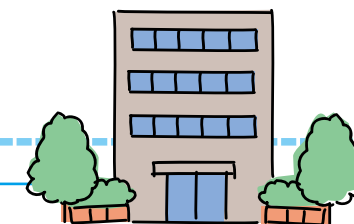
- ・ 高度障害保険金
- ・ 介護保険金
- ・ 入院、手術給付金
- ・ 障害給付金
- ・ 先進医療給付金

など



公的介護保険制度

(2014年3月現在)



● 公的介護保険制度について

* 公的介護保険制度は40歳以上の人全員加入して介護保険料を納め、介護が必要になったときに所定の介護サービスが受けられる市町村が運営する制度です。

* 公的介護保険制度を利用する場合は、各市町村の窓口にお問い合わせください。

* 要介護認定は「要支援1～2」「要介護1～5」の7段階に分けられます。

	身体の状態（例）	受けられるサービス
要支援 1	要介護状態とは認められないが、社会的支援を必要とする状態	* 自宅で生活しながら受けるサービス * 施設などを利用して受けるサービス
要支援 2	生活の一部について部分的に介護を必要とする状態（★）	* 介護の環境を整えるためのサービス
要介護 1	生活の一部について部分的に介護を必要とする状態（★）	* 自宅で生活しながら受けるサービス * 施設などを利用して受けるサービス * 介護の環境を整えるためのサービス * 施設に入所して受けるサービス
要介護 2	軽度の介護を必要とする状態	
要介護 3	中等度の介護を必要とする状態	
要介護 4	重度の介護を必要とする状態	
要介護 5	最重度の介護を必要とする状態	

（★）適切な介護予防サービスの利用により、状態の維持や改善が見込まれる人については要支援2と認定されます。

※なお、公的介護保険制度は国の制度であり、今後改正される可能性があります。

生命保険契約における『介護保険金』の給付判定は、生命保険会社の約款に基づいて行われるため、公的介護保険制度の要介護認定と連動していない場合があります。各保険商品のお支払い基準については、生命保険会社にお問い合わせください（38～39ページ）。